

大阪市東淀川区役所こどもサポート推進員（会計年度任用職員）任用候補者募集要項

1 募集人数

若干名

2 業務内容

「大阪市こどもサポートネット事業実施要綱」に定める、こどもと子育て世帯を総合的に支援する業務とし、主に以下の職務を遂行する。

- (1) 担当の小学校・中学校等におけるスクリーニング会議Ⅱのアセスメントに参画する。（学校等の巡回には、主に自転車を利用する。）
- (2) 区役所・保健福祉センターの関係部署及び区内関係機関と連携し、スクリーニング会議Ⅱにおけるアセスメント結果による適切な支援につなぐ。なお、家庭訪問（アウトリーチ）が必要な場合は、学校園等と連携した上で、保健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を支援する。
- (3) 適切な支援につなぐため、区内及び担当中学校校区内の学校等をはじめ、子育て支援に関する地域資源（インフォーマルな資源を含む）の状況を把握する。民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、地域における見守りや支援につなぐ。
- (4) 学校等や関係機関、地域団体、NPO 等に対し、こどもの貧困対策の推進に関する研修を実施する。また、こどもの居場所などの地域資源の開発につなげる相談支援を行う。
- (5) その他、こどもサポートネット事業に関する業務（庶務業務含む）に従事する。

3 応募資格

(1) 以下のいずれかに該当する者

- ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 社会福祉主事として、2年以上の福祉事業等に従事した者
- ウ 自治体において、福祉関係業務又は市民活動関係業務について2年以上の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- エ 教育職員免許状を有し、2年以上の実務経験を有する者（講師等を含む）
- オ 児童養護施設や母子生活支援施設等の社会的養護施設において、2年以上の相談支援業務に従事した者
- カ 前各号に準ずるもの

(2) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法執行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

以上 (1)、(2) の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。なお、この職は日本国籍を有しない方は受験できません。

4 任用期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※翌年度同一の職務内容の職が引き続き設置される場合、2 回までは再度任用される場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時から午後 5 時 15 分

※必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。

週 4 日 30 時間（月曜日から金曜日のうち本市が指定する 4 日間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する 1 日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

(3) 勤務場所

東淀川区役所

(4) 報酬等

報酬	176,436 円～238,032 円
期末・勤勉手当（6 月、12 月に支給）	644,871 円～1,106,847 円（6 月、12 月の合計額）
年収見込	2,762,103 円～3,963,231 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末・勤勉手当は、実際の勤務日数によって変動する可能性があります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記の報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により今後変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則に基づき付与されます。

年次 休暇	付与日数 12 日 付与期間：令和 8 年 7 月 1 日（任用日）から令和 9 年 3 月 31 日（任期満了日）
特別 休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等の出勤困難な場合 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇※1 ・短期介護休暇※1 ・ドナー休暇 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 <p style="text-align: right;">（※1）別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

イ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考日時及び選考会場

日時：令和 8 年 6 月 16 日（火）午前 9 時 45 分開始（午前 9 時 30 分集合）

場所：東淀川区役所 304 会議室及び 102 会議室

※口述（面接）試験は筆記試験終了後に実施します。登録試験は面接試験をもって終了しますので、終了時間は、受験者ごとに異なります。

7 選考方法

(1) 筆記（論文）試験

(2) 口述（面接）試験

※合格者の決定は、筆記（論文）試験、口述（面接）試験を総合的に判定し決定します。（合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります。）

※合否については、受験者全員に通知します。（令和 8 年 6 月 22 日（月）発送予定）

8 任用の方法及び時期

(1) 任用候補者登録試験の合格者を任用候補者名簿に登録します。

(2) 任用候補者名簿の中から成績順に令和 8 年 7 月 1 日付け任用予定者を決定し、本人に内定通知をします。

(3) 令和 8 年 7 月 1 日付け任用予定とならなかった候補者については、その旨を本人に通知します。なお、任用候補者名簿の有効期限は、任用候補者登録試験の合格発表の日から令和 9 年 3 月 31 日までとなりますが、期間中に欠員が発生しない場合は、結果として任用されません。

9 申込方法

(1) 提出書類

次の提出書類一式を持参又は郵便等で送付してください。

※次の書類に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

・ **大阪市こどもサポートネット推進員（会計年度任用職員）任用候補者試験受験申込書 1通**

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※大阪市こどもサポートネット推進員（会計年度任用職員）任用候補者登録試験申込書は本区指定の様式に限ります。

・ **返信用封筒（受験票送付用） 1通**

※宛先を明記し、110円切手を貼付してください。

※返信用封筒は定型封筒（長形3号）を使用してください。

・ **申し立て書 1通**

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

・ **応募資格の確認ができる書類（社会福祉士登録証等の写し） 1通**

(2) 提出方法

ア 持参する場合

・ 受付期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月5日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く） 午前9時から午後5時30分まで

・ 提出先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新二丁目1番4号

大阪市東淀川区役所 保健福祉課（教育） 区役所1階12番窓口

イ 郵便等で送付する場合

・ 受付期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月5日（金）まで（当日必着）

・ 提出先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新二丁目1番4号

大阪市東淀川区役所 保健福祉課（教育）

※封筒（定形外封筒角型2号）の表に「大阪市こどもサポート推進員（会計年度任用職員）受験申込書等在中」と朱書きで明記してください。

※必ず簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

※郵便料金不足の場合は、受け付けません。

(3) 受験票等の送付

令和8年6月12日（金）までに受験票等が届かない場合は、東淀川区役所保健福祉課（教育）まで、必ずご連絡ください。

10 その他

- (1) 提出書類の不備がある場合は返送することがあります。なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2) 提出書類はお返しいたしません。受験に際して東淀川区が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- (3) 筆記（論文）試験開始時刻により、15分以上遅刻した場合は受験をお断りする場合があります。
- (4) 受験資格がないこと並びに申込の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

11 問合せ先

東淀川区役所 保健福祉課（教育）

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新二丁目1番4号

電話：06-4809-9807 FAX：06-6327-1970